

さいたま市建設工事請負契約基準約款及びさいたま市設計業務等委託契約基準約款の一部改正について

市内企業の育成および市内建設業の持続的な発展に必要な担い手の確保、法定福利費を適正に負担している企業間での公平で公正な競争環境の構築に向け、社会保険等の未加入対策を実施します。また、破産法等に基づいて契約が解除された場合等の違約金の取扱いを明確にするため、契約基準約款の改正を行います。

1 改正約款

- (1) さいたま市建設工事請負契約基準約款
- (2) さいたま市設計業務等委託契約基準約款

2 改正内容

- (1) さいたま市発注建設工事を契約する受注者（元請業者）から下請負人に対して、社会保険の加入に必要な法定福利費が適切に支払われるよう、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示する規定を新設します。
※建設工事請負契約基準約款第3条関係※
- (2) さいたま市発注建設工事を契約する受注者（元請業者）と社会保険等（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）未加入建設業者との一次下請契約を禁止します。
※建設工事請負契約基準約款第7条の3関係※
受注者は、一次下請負業者が社会保険等未加入建設業者であっても工事の施工が困難となる場合やその他の特別な事情があると発注者が認める場合は、下請契約をすることが認められます。ただし、発注者の指定する期日までに、当該下請負業者が社会保険等に加入する必要があります。一次下請業者が最終的に社会保険等に未加入の場合は、受注者に対し入札参加停止や工事成績評定の減点等の措置を行う場合があります。
- (3) 破産法等に基づき契約解除した場合についても、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合とみなし、発注者が違約金を請求できることとします。
※建設工事請負契約基準約款第46条の2関係・設計業務等委託契約基準約款第40条の2関係※
- (4) 上記（1）から（3）の追加・変更により一部の条・項・号番号を変更し、その他必要な改正にあわせ、運用指針の改正も行います。

3 適用日

平成30年4月1日以降に公告又は指名通知をするものから適用します。